

東京都高等学校体育連盟剣道専門部規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本専門部は東京都高等学校体育連盟剣道専門部（略称・高体連剣道専門部）と称する。

第2条 本専門部の本部は原則として部長の在任校におく。また、各支部の事務局は、支部長の在任校におく。

第2章 目的

第3条 本専門部は東京都高体連の規約に基づき関係団体と提携し、都内高等学校および中等教育学校後期課程における剣道の健全な発展を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 本専門部は第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 高等学校における剣道の指導者講習会の開催
2. 高等学校剣道大会の開催
3. 関係団体との連絡
4. 剣道に関する調査及び研究
5. その他目的達成に必要な事項

第4章 組織

第5条 本専門部は東京都高体連規約第6条によって組織する。

第6条 本専門部は都内各高等学校および中等教育学校後期課程剣道部をもって組織する。

第5章 役員

第7条 本専門部に次の役員をおく。

1. 顧問
2. 部長 1名（校長を原則とする）
3. 参事 若干名
4. 副部長 若干名
5. 専門委員長 1名
6. 専門副委員長 1名
7. 各運営委員長及び運営副委員長
8. 各支部長及び副支部長
9. 監査 2名以上
10. 執行委員 部長 副部長 総務委員長
11. 常任委員 部長 副部長 運営委員長 支部長 総務副委員長
12. 運営委員 各運営委員会委員（所属する支部の業務にも携わる）
13. 支部委員 運営委員会には属さず、おもに支部に属する。
14. 協力委員 運営委員会には属さず、おもに大会等の運営に協力する
15. 委員 各加盟校教諭 1名

第 8 条 必要ある時は執行委員会及び常任委員会に諮り名誉役員をおくことができる。

第 9 条 部長は執行委員会において推挙し常任委員会の承認を経たのち東京都高体連理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。部長は専門部を代表し会務を総括する。

第 10 条 参事は現役運営委員（60 歳未満）で、副部長を経験した者及びそれに準ずる経験を有する者の中から執行委員会において推挙し、常任委員会の承認を経て部長がこれを委嘱する。

参事は現役役員に対して指導・助言を行い、また副部長とともに外郭団体との連携業務に当たる。

第 11 条 副部長は執行委員会において推挙し常任委員会の承認を経て部長がこれを委嘱する。

副部長は部長を補佐し部長に事故のあるときはその職務を代行する。

第 12 条 その他の役員について

1. 専門委員長及び専門副委員長は副部長の中から選出をする。
2. 各運営委員長、副委員長及び支部長、副支部長は運営委員以上の役員の中から選出する。
(執行委員会で案を作り、常任委員会の承認を経、本人の承諾を得て部長がこれを委嘱する。)
3. 運営委員及び支部委員は加盟校の当該部教員より選出する。
(常任委員会で案を作り、本人の承諾を得て部長がこれを委嘱する。)
4. 監査は加盟校の当該部教員または運営委員以上の役員経験をもつ教頭、副校長、校長の中から選出する。
(執行委員会で案を作り、常任委員会の承認を経、本人の承諾を得て部長がこれを委嘱する。)
5. 顧問は永年当連盟剣道専門部の業務に尽力し、原則として部長、副部長、監査、参事、常任委員を務めた者の中から執行委員会で推挙し、常任委員会に諮って部長が委嘱する。
6. 協力委員は過去において当連盟剣道専門部の運営委員として業務に尽力し、現在も教育関係職に従事している者から選出する。
(常任委員会で案を作り、本人の承諾を得て部長がこれを委嘱する。)

第 13 条 役員の任期

1. 部長、副部長、参事は原則として 3 年とし継続を妨げない。
2. 専門委員長及び専門副委員長は原則として 3 年とし継続を妨げない。
3. 運営委員長、運営副委員長、支部長、副支部長は原則として 3 年とし継続を妨げない。
4. 運営委員・支部委員・協力委員は原則として 3 年とし継続を妨げない。
補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
5. 顧問の任期は 10 年とする。ただし、平成 31 年 4 月までに就任した顧問の任期は永年とする。

第 6 章 会 議

第 14 条 本専門部に次の会議をおく。（ ）内は構成員を示す。

1. 専門部総会（委 員）
2. 執行委員会（執行委員）
3. 参事，執行委員会
4. 常任委員会（常任委員）
5. 委 員 会（運営委員以上の役員）
6. 各運営委員会，各支部部会（各運営委員，支部委員）

第 15 条 専門部総会は年 1 回部長が召集し次の事項について審議する。

1. 決算の承認及び予算に関する事項
2. 事業に関する事項
3. 役員の承認
4. その他、重要な事項

第 16 条 執行委員会，常任委員会，委員会は部長が召集し委嘱された事項及び緊急な事項について審議し処理する。

第 17 条 各支部・各運営委員会よりの審議事項は副部長を通じて執行委員会に提出する。執行委員会は案を作り常任委員会で審議・決定する。

第 18 条 必要に応じ，参事，執行委員会を行なう。

第 7 章 会 計

第 19 条 本専門部の経費は加盟費，大会参加費及び補助金・寄附金・その他の収入をもってあてる。

第 20 条 本専門部の予算，決算は専門部総会の議を経て東京都高体連理事会の承認を得るものとする。

第 21 条 本専門部の事業年度，会計年度は東京都高体連の規約に準ずる。

第 8 章 附 則

第 22 条 本規則の細則は別に定める。

第 23 条 本規則は昭和 48 年 4 月 1 日より実施する。

昭和 58 年 4 月 1 日改正

平成 18 年 4 月 1 日一部改正

平成 21 年 4 月 1 日一部改正

平成 25 年 4 月 1 日一部改正

平成 26 年 4 月 1 日一部改正

平成 31 年 4 月 1 日一部改正

令和 2 年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 4 月 1 日一部改正

細 則

令和 5 年度より加盟費は男女各 10,000 円とする。